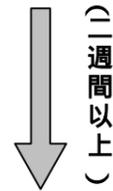


手 続 きの 流 れ

狭山市宅地等の開発に関する指導要綱 (面積が500㎡以上の事業が対象です)

- ・必ず事前に相談票を提出して、回答を得てから手続きを進めてください。
- ・開発許可が必要な事業は、法第33条技術基準の審査が必要となります。

1. 開発事業概要の標識の設置



(二週間以上)

- 近隣者へ事業概要の説明を実施してください。
- 新たな道路が隣接地に接する場合は、隣接土地所有者の同意が必要です。
- 新たな公共施設を設置する場合は、管理に関する協議書の作成が必要です。

2. 事前協議の申請 【標識設置後2週間の告知期間を経れば申請できます】

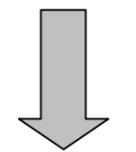


(二ヶ月程度)

- 担当課へ協議書を配布
- ・各課との協議期間 【二週間程度】
- ・各課との協議結果は図面等に反映させてください。

3. 事前協議書の締結

法第29条開発許可が不要の場合は、これで手続きは完了です。



法第29条開発許可の申請が必要な事業は次へ進んでください。

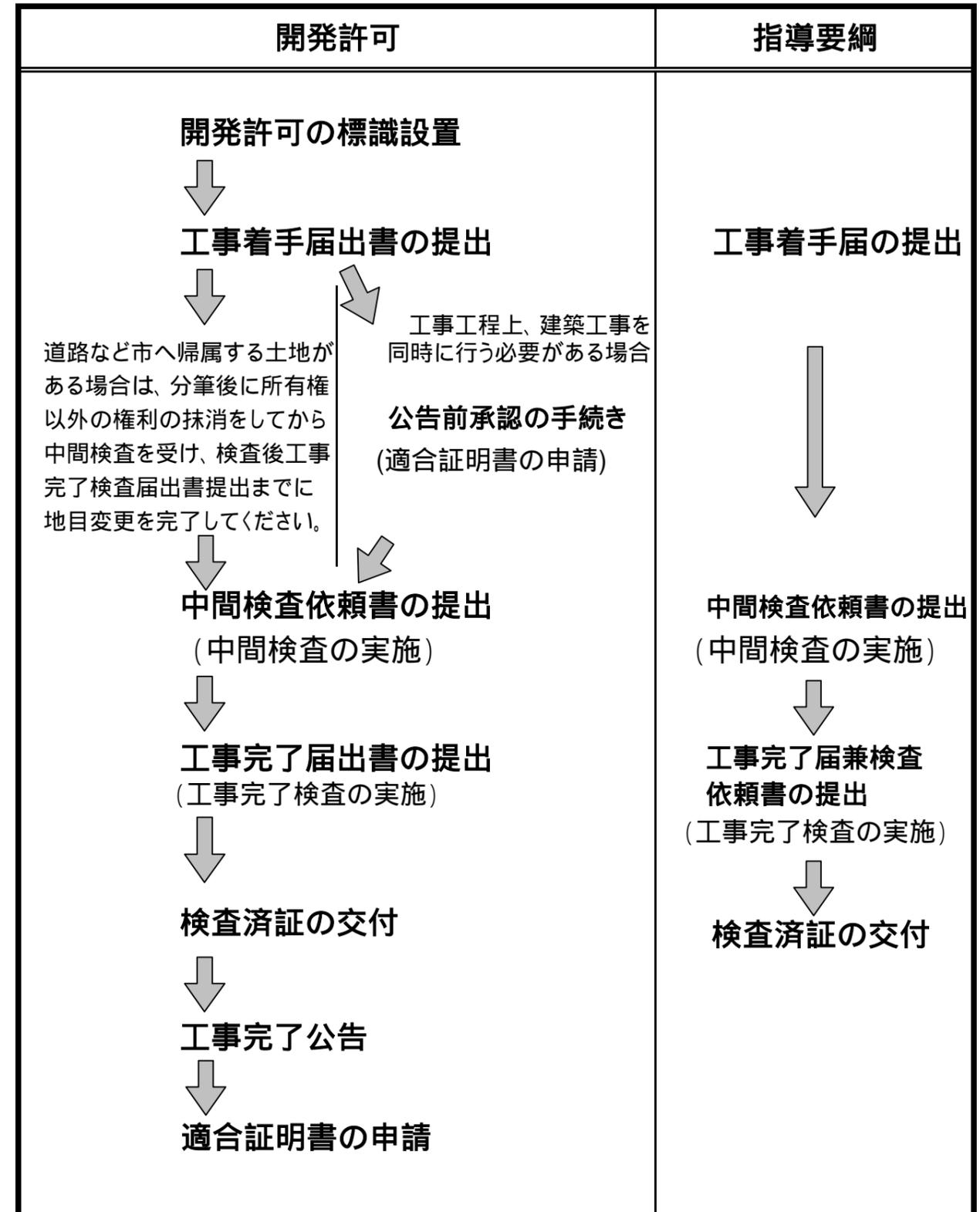
法第29条開発許可申請 【事前協議書締結後に申請してください】

開発区域が国・県道又は他市の道路等に接道する場合は、法第32条の規定による公共施設管理者の同意書の添付が必要です。

法第29条の狭山市の標準審査期間は33日です。

(休日は処理期間に含みません)

事 業 の 流 れ



注) 開発許可と指導要綱の提出書類は、双方必要になります。